

平成24年行政事業レビューシート

(文部科学省)

事業名		平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上		担当部局庁	文化庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度		昭和38年度		担当課室	文化財部記念物課		記念物課長 矢野 和彦		
会計区分		一般会計		施策名	XⅢ-2 文化財の保存及び活用の充実				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		文化財保護法 第1条		関係する計画、通知等	飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について(昭和45年12月18日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		平城宮跡は、昭和37年に宮跡全体を国有地化する方針が決定され、藤原宮跡及び飛鳥地区については、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」IIによって国有地化の方針が決定されている。史跡等に指定された地域内の土地等については、所在する遺跡等を保護するため、現状変更許可制度により規制がかけられている。国による買上げは、史跡等の保存のための土地利用制限に対し、財産権尊重のためにとられる補償的措置として行われるものであり、買上げを行うことにより、重要な遺跡として歴史的・学術的に貴重な価値を維持するばかりでなく、国民的文化遺産でもある宮跡等を保護するものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)		平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地を買い上げるにより、歴史的、学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡の保全と活用を図るものである。							
実施方法		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		予算の状況	当初予算	398	398	1,256	557	579	
			補正予算	-	-	-	-	-	
			繰越し等	△ 14	14	-	-	-	
		計		384	413	1,256	557	579	
		執行額		383	412	1,250	-	-	
執行率 (%)		99.8%	99.9%	99.5%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
		特別史跡平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地の全史跡指定地の公有地化。		成果実績	m ²	1,625,296	1,639,918	1,654,351	2,359,412
				達成度	%	68.9	69.5	70.1	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
		特別史跡平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地の史跡指定地の買上げ面積		活動実績 (当初見込み)	m ²	10,381	14,622	14,433	-
						(16,966)	(11,762)	(15,927)	
単位当たりコスト		86,607 (円/m ²)		算出根拠	購入費用(円)÷購入面積(m ²)				
平成24・25年度予算内訳	費目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	平城及び飛鳥・藤原宮跡地等購入費		557 百万円	579 百万円					
	計		557 百万円	579 百万円					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	平城宮跡は、我が国の歴史文化を理解する上でも重要な役割を果たすとともに、国民の憩いの場としても活用されており、適切な史跡保全を図るためには公有化は必要なものである。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	買上げに際して、価格等の設定は、客観的な指標により行っており、適切なコストにより実施されている。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	買上げに際しては、土地の所有者と協議を行い、協議が整ったところから計画的に買上げを実施している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	平城宮跡は、昭和37年に宮跡全体を国有地化する方針が決定され、藤原宮跡及び飛鳥地区については、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」によって国有地化の方針が決定されていることから、現在国の直轄事業として実施している。史跡の買上げについては、土地鑑定を行い価格を設定するなど客観的な指標を用いて実施しており、事業の適正化に努めている。今後も、関係各機関とさらなる連携を図りつつ、国有地化の推進を図っていくものである。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>1. 事業評価の観点：本事業は、平城宮、藤原宮跡地及び飛鳥地区の土地について、国有地化の方針の下、国が直接買上げる事業であり、長期継続事業の観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見：本事業は長年にわたり実施されてきているが、国有地化の方針の下、地権者と協議に基づき必要な買上を実施するものであることから、計画的な取得に一層努めつつ、現在の事業内容を引き続き維持すべきである。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
【関係する計画、通知等】 ① 特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画 URL: http://www.kkr.mlit.go.jp/asuka/heijo/activities/current/pdf/01/02_siry01.pdf#search=特別史跡平城宮跡保存整備基本			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0480	平成23年行政事業レビュー	0403

※平成23年度実績を記入

文化庁
1,250百万円

〔史跡の売り渡しに同意した者に対する史跡の保全を目的とした買い取り〕

【支出委任】

A.奈良県
1,250百万円

【随意契約・土地購入】

B.民間会社等
全28者
1,250百万円

〔史跡等の保全を目的とした史跡地の買い取り〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)(単位:百万円)

費目・使途 （「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）	A.奈良県					
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	購入費	土地等売却代価	1,250			
	計		1,250	計		0
		B.積水化学工業株式会社				
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
購入費	土地等売却代価	480				
計		480	計		0	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	奈良県	買上げ費用	1,250	—	—

※支出委任であるため「入札者数」「落札率」は「—」としている

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	積水化学工業株式会社	買上げ費用	480	随意契約	—
2	立積住備工業株式会社	買上げ費用	153	随意契約	—
3	個人A	買上げ費用	71	随意契約	—
4	橿原市	買上げ費用	50	随意契約	—
5	個人B	買上げ費用	49	随意契約	—
6	個人C	買上げ費用	48	随意契約	—
7	個人D	買上げ費用	44	随意契約	—
8	個人E	買上げ費用	38	随意契約	—
9	個人F	買上げ費用	28	随意契約	—
10	個人G	買上げ費用	28	随意契約	—